

神川町社会福祉協議会法人後見事業運営委員会設置規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人神川町社会福祉協議会（以下、「本会」という。）の後見業務の実施にあたり、受任の適否の判断、後見業務の指導を行い、適正な後見業務を担保するため、社会福祉法人神川町社会福祉協議会法人後見実施要綱第12条の規定により、法人後見運営委員会（以下、「運営委員会」という。）を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

(機能)

第2条 前条の目的を達成するため、運営委員会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 法定後見等の受任及び辞任の申立てに関する審査
- (2) 成年被後見人等からの苦情申立てに対する調査、調整及び審査
- (3) 本会から諮問を受けた事項に関する答申
- (4) 本会の後見業務に対する監督・指導・助言
- (5) その他、本会及び運営委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者から構成し、本会会長が委嘱する。

- (1) 法律関係者
- (2) 学識経験者
- (3) 福祉関係者
- (4) 行政関係者
- (5) 本会職員

2 委員会は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

3 委員会は、必要がある時は、委員により部会を設置することができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長1名及び副委員長1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、会務を統括し、委員会の議長となる。

4 委員長に事故がある時は、副委員長がその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員の補充による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬)

第6条 委員に報酬を支給するものとし、委員会への出席1回につき13,000円を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、地方公共団体の職員には、報酬を支給しないことが

できる。

(費用弁償)

第7条 委員が本会の職務のために郡市を越えて旅行(会議等を含む。)をしたときは、その旅行について、費用弁償として旅費を2,000円支給する。

2 前項の規定にかかわらず、地方公共団体の職員には、費用弁償を支給しないことができる。

(会議)

第8条 委員会は、委員長が招集する。

2 議事は、委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(情報の管理)

第9条 個人情報の保護とともに、事業の透明性を確保する観点から、委員会及び審査にかかる資料は非公開とする。

(事務局)

第10条 委員会の事務局は、本会 神川町大字植竹900番地1に置く。

(補則)

第11条 この規程に定めるほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。